

# 障がい福祉室後援名義使用承認等事務取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、障がい福祉室が障がい者（児）等の福祉の向上を目的とする事業を奨励するために行う後援名義の使用承認等事務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 障がい福祉室の所管範囲

障がい福祉室が取り扱う後援名義の使用承認等の範囲は、原則として、後援名義の使用承認等を受けようとする事業の目的及び対象等が、他の部局等の所管に属さないものとする。

## 3 後援名義の使用承認の手続

後援名義の使用承認は、事業の主催団体等より大阪府後援名義使用承認申請書（別紙様式1）等を徴収し、「4 後援名義の使用承認の要件」に適合する場合に行うものとする。

なお、後援名義の使用承認にあたっては、必要な条件を付して承認する。

## 4 後援名義の使用承認の要件

後援名義の使用承認を受ける要件は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 主催者は、原則として、公共的な団体、又はこれに準ずるものであって、障がい者（児）の福祉の向上に貢献した実績のある団体であること。また、政治又は宗教にかかわる団体でないこと。
- (2) 主催者に経理的基礎及び事業遂行能力があること。
- (3) 事業の目的及び内容が、本府の障がい福祉行政の運営に関する方針に反さず、かつ障がい者（児）の福祉の向上に資するものであること。
- (4) 原則として、大阪府内で開催される事業であること。
- (5) 原則として、開催地市町村等が後援を行う等、その事業を奨励しているものであること。
- (6) 府民が自由に参加できる事業であること。ただし、限られた対象者のみの参加であっても、その事業の効果が一般に波及すると認められるものであること。
- (7) 原則として、参加者が少人数、又は極めて限られた範囲の小規模な事業でないこと。
- (8) 営利を主たる目的として、運営されるものでないこと。
- (9) 事業実施に際して、金品の寄附、援助、又は事業参加等の強要の恐れがないこと。
- (10) 政治的又は宗教的な宣伝に利用されるものではないこと。
- (11) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (12) 申請者の役員、従業員、社員その他の構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (13) その他、後援名義の使用承認を行うことが、不相当と認められる事由がないこと。

## 5 後援名義の使用承認の変更手続

後援名義の使用承認の内容に変更等があった場合には、速やかに、大阪府後援名義変更承認申請書（別紙様式2）を提出させることとする。

## 6 後援名義の使用承認の取り消し等

後援名義の承認後、承認に係る主催者又は行事の内容が「4 後援名義の使用承認の要件」の各号に違反した場合、当該承認を取り消し、又は以後、後援名義の使用を承認しないことができる。

## 7 後援名義の使用報告書の提出

事業終了後1か月以内に、大阪府後援名義使用事業報告書（別紙様式3）等を提出させることとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、障がい福祉室長が決定するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の障がい福祉室後援名義使用承認等事務取扱要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の障がい福祉室後援名義使用承認等事務取扱要領（以下「新要領」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧要領の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新要領の様式により作成した用紙として使用することができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の障がい福祉室後援名義使用承認等事務取扱要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の障がい福祉室後援名義使用承認等事務取扱要領（以下「新要領」という。）の様式により提出されたものとみなす。

3 旧要領の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新要領の様式により作成した用紙として使用することができる。